

私たちの物質的に豊かな暮らしは、多くの資源とエネルギーに支えられていますが、その反面、資源の大量消費や廃棄物の大量発生などにより、資源の枯渇や不法投棄等の問題を引き起こしています。また、食品ロスやプラスチックごみ、感染症対策などの新たな課題も生じており、それらの解決のためには、生産、流通、消費、廃棄等のすべての段階において、分別の徹底などによる廃棄物の発生抑制や資源の循環的利用、廃棄物の適正処理に取り組む、環境負荷の少ない循環型社会を構築する必要があります。

このため、市民、事業者、行政等が、自発的にごみの発生抑制・再使用（リデュース・リユース）を行うよう、環境への意識の醸成を行い、ごみの減量を促進します。その上で、排出されてしまった廃棄物の再生利用（リサイクル）と適正処理を行う循環型都市の創造を目指します。

基本目標 2 における施策の柱と施策の方向

施策の柱	施策の方向
2-1 3Rの推進による廃棄物の減量	2-1-1 ごみの発生抑制・再使用（リデュース・リユース）の推進
	2-1-2 資源回収及び再生利用（リサイクル）の推進
	2-1-3 3Rの意識啓発
	2-1-4 産業廃棄物の3Rの推進
2-2 廃棄物の循環利用と適正処理の推進	2-2-1 効率的なごみ回収
	2-2-2 廃棄物の循環利用の推進
	2-2-3 計画的な施設の整備・更新
	2-2-4 産業廃棄物の適正処理の推進
	2-2-5 円滑な災害廃棄物の処理の推進

## 基本目標2における現況と課題

### ■指標の状況

#### 基本目標2における成果指標の状況

基本目標1	成果指標					
	成果指標項目	基準値 基準年度	前年度値 前年度	最新値 最新年度	目標値 令和7年度	目標値 令和12年度
ともに取り組み 参加する、循環 型都市を創造 する	市民1人1日当たりのご みの総排出量	881g (令和元年度)	866g (令和2年度)	845g (令和3年度)	838g	827g (令和9年度)
	対前年度比	-	○	○	-	-
	対年度目標値比	-	○	○	-	-
	ごみの総排出量に対す る最終処分比率	3.15% (令和元年度)	2.85% (令和2年度)	3.26% (令和3年度)	3.1%	3.1%
	対前年度比	-	○	×	-	-
	対年度目標値比	-	○	△	-	-

#### 基本目標2における目標指標の状況

施策の柱	目標指標					
	目標指標項目	基準値 基準年度	前年度値 前年度	最新値 最新年度	目標値 令和7年度	目標値 令和12年度
2-1 3Rの推進によ る廃棄物の減 量	市民1人1日当たりの家 庭系ごみの総排出量	518g (令和元年度)	527g (令和2年度)	509g (令和3年度)	467g	456g (令和9年度)
	対前年度比	-	△	○	目標値	目標値
	対年度目標値比	-	△	△	目標値	目標値
	事業系一般廃棄物排 出事業者への啓発・指 導件数	3,624件 (令和元年度)	3,895件 (令和2年度)	4,432件 (令和3年度)	5,200件	6,700件
	対前年度比	-	○	○	目標値	目標値
	対年度目標値比	-	△	○	目標値	目標値
2-2 廃棄物の循環 利用と適正処 理の推進	焼却灰及び飛灰の資 源化率	72% (令和元年度)	75% (令和2年度)	74% (令和3年度)	80%	80%
	対前年度比	-	○	△	目標値	目標値
	対年度目標値比	-	○	○	目標値	目標値
	不法投棄情報通報協 定件数	-	-	60件	70件	100件
	対前年度比	-	-	○	目標値	目標値
	対年度目標値比	-	-	○	目標値	目標値

#### 対前年度比の評価

- ：前年度より良化している。 △：前年度からの悪化の程度が10%以内である。
- ×：前年度からの悪化の程度が10%を超えている。 -：評価なし

#### 対年度目標値比の評価

- ：年度目標値を達成している。 △：年度目標値との差が、年度目標値の50%以内である。
- ×：年度目標値との差が、年度目標値の50%を超えている。 -：評価なし

■現況

本市では、家庭から排出されるごみを収集所で収集し、市内の4施設で焼却するとともに、3施設で破碎しています。また、資源化、最終処分も行っています。

本市のごみ・リサイクルに関連する施設

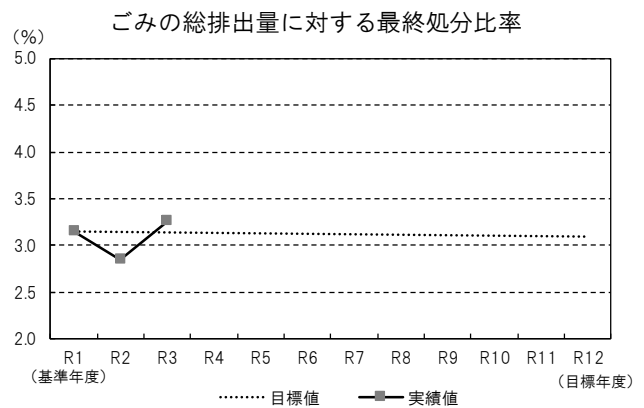
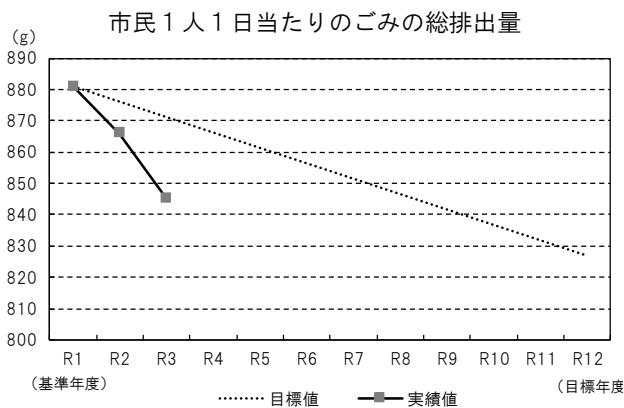
処理	施設名	能力	竣工	熱回収設備の有無
焼却	西部環境センター	300t/24h	平成5年(1993年)2月	有
	東部環境センター	300t/24h	昭和59年(1984年)7月	有
	クリーンセンター大崎	450t/24h	平成8年(1996年)3月	有
焼却・溶融	桜環境センター	380t/24h	平成27年(2015年)3月	有
破碎	西部環境センター	75t/5h	平成5年(1993年)2月	
	クリーンセンター大崎	50t/5h	平成8年(1996年)3月	
	桜環境センター	28t/5h	平成27年(2015年)3月	
資源化	東部環境センター	40t/5h	平成5年(1993年)4月	
	桜環境センター	63t/5h	平成27年(2015年)3月	
最終処分	うらわフェニックス	372,700m <sup>3</sup>	昭和63年(1988年)3月	

平成30年(2018年)3月に策定した「第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画」にて、令和9年度(2027年度)までに市民1人1日当たりのごみの総排出量を827g以下/人・日にすることを目標としており、目標達成に向けてごみ減量を推進しています。

令和3年度(2021年度)のごみ総排出量は約41万tで、その内訳は、家庭からの排出量約30万t、事業所からの排出量約10万t、団体資源回収約1万tでした。

これを市民1人1日当たりの総排出量に換算すると約845g/人・日で、基準年度の令和元年度(2019年度)より36g/人・日減少しました。

また、令和3年度(2021年度)のごみの総排出量に対する最終処分比率は3.26%でした。



## ■課題

「市民1人1日当たりのごみの総排出量」は順調に減少していますが、これは新型コロナウイルス感染症の影響も受け、事業者が排出するごみが大幅に減少したものと考えられます。家庭系ごみの更なる排出削減にあたっては、食品ロス削減や資源物の分別徹底などを促進するとともに、資源回収や再生利用に関する取組を継続的に進める必要があります。また、事業系ごみについても減量化・再資源化の促進や適正処理に関する啓発や指導を継続する必要があります。

「ごみの総排出量に対する最終処分比率」は、基準値を0.11%超える結果となりました。要因としては、西部環境センターの処理方式を令和3年度(2021年度)より一部変更したことから、焼却残渣の発生が当初の見込みと相違したこと並びに新型コロナウイルス感染症の影響により、建設資材等へ資源化した資材の需要が減少し、民間資源化施設への受入量についての制限が発生したためです。今後も、民間資源化施設において、受入量に上限が設けられ、成果指標が基準値を超えてしまう恐れがあることから、最終処分比率について、注視していく必要があります。

## 2-1 3Rの推進による廃棄物の減量

### 2-1-1 ごみの発生抑制・再使用策（リデュース・リユース）の推進

重点3



資源をより有効に活用する質の高い循環型社会においては、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の中でも、とりわけ2R（リデュース・リユース）の取組を強化し、ごみが排出される前の段階で減量することが重要です。

新しい生活様式においても、市民の日常生活や事業活動から発生するごみの発生抑制、再使用への取組、ごみを減らす生活スタイルを実践することにより、ごみの減量を促進します。

#### ① ごみの発生抑制の推進

事業名	実施概要など
食品ロス削減推進	<p>家庭から排出される食べ残しの発生抑制や手つかず食品の有効活用に向け、食品ロスの発生要因に応じた施策を実施することにより、食品ロスの削減を図っています。</p> <p>➡ 詳細はコラムp.56</p>
生ごみ処理容器等購入費補助事業	<p>家庭から排出されるもえるごみの減量と、リサイクル意識の高揚を図るため、生ごみ処理容器等を購入した世帯に購入費用の一部を補助金として交付しています。 <a href="#">詳細データp.69</a></p>
市民に対するごみ・資源分別の徹底	<p>排出者責任をもってごみの分別・適正排出を行うという意識を市民全体に醸成するため、「家庭ごみの出し方マニュアル」や出前講座を通じ、ごみ・資源物の正しい出し方と分別・リサイクルについて説明し、ごみ・資源物の分別の徹底をお願いし、ごみ減量の啓発に努めています。</p> <p>「家庭ごみの出し方マニュアル」や出前講座を通じて啓発活動に努めています。</p>
生ごみの水切りの推進	<p>生ごみの水切りをすることで、約2割の減量効果が期待できるほか、水分がごみ処理施設に与える影響を減少させることができます。</p> <p>出前講座等でごみ・資源物の正しい出し方と分別収集・リサイクルについて、具体的に生ごみの水切りを行うことによる減量効果、水分がごみ処理施設に与える影響を説明し、生ごみの水切り実施を促進しました。また、家庭ごみの出し方マニュアルや広報紙等により、水切りの普及啓発に努めました。</p>
マイボトル・マイバッグ運動の推進	<p>マイボトルやマイバッグの持参により、レジ袋やペットボトル等のプラスチックごみの削減を図る「マイボトル・マイバッグ運動」を実施しています。</p> <p>市内小売店舗等と連携して、レジ袋の辞退を呼び掛ける取組を行いました。また、市内に給水スポットを設置し、公民連携により利用拡大に関する実証実験を行うなど普及啓発に努めています。</p>
事業者に対するごみの減量化・再資源化の推進	<p>事業ごみ処理ガイドに再資源化について記載し、窓口、ダイレクトメール及びイベント開催時に配布しました。また、事業用大規模建築物等への減量計画書の提出義務付け、立入検査を通じてごみの減量・再資源化の指導啓発も行いました。 <a href="#">詳細データp.69</a></p>
さいちゃんの3Rパートナーシップ宣言事業	<p>事業者や市民団体が、本市と連携・協働してごみの3Rを推進し、積極的に取組を行うことを宣言し、実践するものです。宣言証書等の提供、活動実績の紹介等の支援を行っています。</p> <p>本事業は、令和3年度（2021年度）から第7期が実施され、36事業者、2市民団体がごみ減量の取組を宣言し、実践されました。</p>

使い捨て容器ごみの削減促進	<p>本市のイベント等におけるリユース食器の普及・促進により、庁舎等の市有施設での使い捨て容器の発生抑制に努めています。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度(2021年度)に本市が主催するイベントでリユース食器を利用したものはありませんでした。</p>
---------------	--

コラム 食品ロスの削減 

「食品ロス」とは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことで、SDGsにおいても食品ロスの削減が重要な課題となっています。

令和3年度（2021年度）に実施した調査では、本市の家庭における食品ロスは年間約 8,700 トン（市民1人1日当たり 18g）発生していると見込まれています。このうち手を付けられずに捨てられてしまう「手つかず食品」が約 77%、食べ残しが約 23%となっています。

本市では食品ロスの削減に向けて、以下のような取組を推進しています。

①パンフレット及び啓発動画の作成

「おいしく減らす、食品ロス」をコンセプトに、Saitama Sunday Soup（日曜日は食べつくスープ！）のパンフレットを作成し、食品ロスをなくすための買い方・冷蔵庫整理のコツや、家庭で余った食材を日曜日にスープにして食べきるレシピ等を紹介しています。また、啓発動画をYouTube等で配信しています。このほか、SNSを通じた食べきりスープレシピの紹介を行うことで、市民の方と直接つながる普及啓発を実施しています。



②フードドライブの実施

食品ロスを削減するため、家庭で余っている食品を回収し「特定非営利活動法人フードバンク埼玉」を通じて地域の福祉施設などに寄付する取組を令和4年（2022年）3月31日現在で市内26か所に常設回収窓口を設置し、令和3年度（2021年度）は658kgを回収しました。このほか、市内で開催されたイベント等において、同じく84kg（後援イベントを含む）を回収しました。

また、このフードドライブの取組みに先立ち、協賛企業による寄付金を活用して回収した食品の内容量に応じて地域ポイント「たまぼんポイント」を交付する「フードシェア・マイレージ」を平成30年（2018年）8月からアーバンデザインセンターみその（緑区）で、令和元年（2019年）から岩槻葉紗里 藤宮 本町店（岩槻区）でも開始し、令和3年度（2021年度）の回収量は326kgとなっています。

③事業系食品ロスの削減


事業系食品ロスの削減を推進するため、事業者と本市で構成する「チームEat All」を令和2年（2020年）1月に立ち上げました。市内で食品ロス削減の取組を行っている各事業者の取組を市ホームページで紹介し、広く市民に周知するとともに、チームのロゴステッカー等を各事業所に掲示するなど、本市と参加事業者の協働による食品ロス削減を推進しています。令和4年（2022年）3月末時点で32の事業者が参加しています。

また、令和3年度（2021年度）は参加事業者と協働し、双方向型の啓発動画を作成し、市民に向け事業系食品ロスの削減に関する普及啓発を行いました。





## ② 再使用の推進

事業名	実施概要など
古書リサイクルの推進	資源の再利用と有効活用を目的とし、図書館利用者を対象に古書リサイクルを実施しています。  詳細はコラムp.68
リサイクル品展示販売会などリユース品の有効利用に向けた事業拡充	当該事業については、近年、リサイクル品の販売を主業とした民間事業者も数多く存在し、一般消費者のニーズも高まっていることもあり、販売会の対象家具数が減少したため、費用対効果を考慮し、令和3年度（2021年度）末をもって事業を終了しています。
フリーマーケットの後援	市内で開催されるフリーマーケットの開催を後援することで、家庭で不用となった品のリユース促進を図ります。 令和3年度（2021年度）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により市内で開催されるフリーマーケットの後援申請はありませんでした。

## 2-1-2 資源回収及び再生利用（リサイクル）の推進

重点3



循環型社会の創造においては、リデュース・リユースを優先的に進めたうえで、それでも発生する不用物のリサイクルに取り組むことで、資源を有効に利用していく必要があります。

市民や事業者によるごみの分別の徹底、資源物の回収を促進し、再資源化の仕組みの強化を図ります。

### ① 資源回収と再資源化の推進

事業名	実施概要など
資源物1類・2類の分別啓発	家庭から出される資源物を、資源物1類（びん、かん、ペットボトル、食品包装プラスチック）、資源物2類（古紙類、繊維）の2つに分けて分別収集し、資源を有効活用するため、リサイクルの啓発に努めています。 「家庭ごみの出し方マニュアル」や出前講座を通じて、資源物の分別の方法に関する啓発活動に努めています。
資源物や食品包装プラスチックの分別徹底	「家庭ごみの出し方マニュアル」や出前講座において、資源物や食品包装プラスチックの分別方法について、多くの人に理解してもらえるよう分かりやすく伝え、ごみ・資源物の分別の徹底を周知しています。 「家庭ごみの出し方マニュアル」では色付きのイラストを多用することで、年齢や国籍を問わず多くの人に分別方法について理解を促しています。また、リサイクルの流れについても紹介することで、分別の必要性や重要性に対する意識を高められるようにしています。
小型家電リサイクル事業	小型家電のリサイクルを目的とし、市民を対象に家庭ごみの出し方マニュアル等にて周知しています。 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">詳細データp.69</span>
家庭ごみの出し方マニュアルなど紙媒体による分別啓発	家庭ごみの適正排出を図るため、ごみに関する市民啓発を行うとともに、ごみ分別や排出方法を体系的にまとめ、作成しています。 「家庭ごみの出し方マニュアル」を年1回作成、市報4月号とともに全戸配布して、分別・排出方法を周知するとともに、出前講座の際には、当マニュアルを活用し、啓発活動を行います。令和3年度（2021年度）は合計696,000部を作成しました。
家庭から排出される資源物	資源物は、収集所から回収されるほかに、自治会・子ども会・小学校・PTAなどの団体が実施している団体資源回収運動を通じて回収され、再生利用事

	<p>業者などによって資源化されています。</p> <p>令和3年度(2021年度)に家庭から排出された資源物は、令和2年度(2020年度)よりやや増加し、約63,000 tでした。また、家庭から排出された1人1日当たりの資源物は、130g/人・日となっています。</p>
団体資源回収運動補助事業	<p>団体活動の活性化と資源物の有効利用を図るため、資源物を定期的に回収する運動を行った市民団体に補助金を交付しています。 <a href="#">【詳細データp.69】</a></p>
大手製造小売事業者との包括連携協定に基づくリサイクルの推進	<p>事業者の役割として、再利用の容易な製品や再生品の製造・販売等を推進しており、また排出者責任を果たすため、事業者はごみの減量と分別の徹底による資源の回収を行う必要があります。</p> <p>包括連携協定企業等13団体に環境保全に関する連携として、リサイクルの推進協力、レジ袋削減とマイバッグ持参運動への協力、食品ロス削減の推進などを通年で依頼しました。</p>
(事業系) 剪定枝・大型木製品等の木くず及び刈草類のリサイクルの推進	<p>ごみの減量を目的とし、事業者を対象に一般廃棄物中間処分業許可業者において、剪定枝、大型木製品等の木くず及び刈草類のリサイクルを実施しています。 <a href="#">【詳細データp.70】</a></p>
(事業系) 食品廃棄物のリサイクル促進のための他市町村との事前協議	<p>ごみの減量を目的とし、事業者を対象に食品廃棄物を登録再生利用事業者の施設を利用し、リサイクルを行っています。 <a href="#">【詳細データp.70】</a></p>
事業系ごみのリサイクルの促進	<p>ごみの処理量を減らすことを目的とし、事業所から排出されるびん、かん及び紙ごみのリサイクルルートを独自に構築し、事業系資源物のリサイクルの促進を図っています。 <a href="#">【詳細データp.70】</a></p>
公共施設における剪定枝や生ごみ、紙ごみ等の資源化の推進	<p>ごみの減量を目的とし、公共施設管理者を対象に事業系一般廃棄物の処理について、リサイクルルートを利用するための呼び掛けを行っています。</p> <p>市各部署に対し、剪定・草刈作業等の仕様において、できる限り一般廃棄物中間処分業許可業者に搬入し、リサイクルを図るよう、通知しました。</p>
(家庭系) 剪定枝・大型木製品等の木くず及び刈草類のリサイクルの導入	<p>更なる資源化の推進に向け、新たな資源化品目について、国の法制度、資源化技術の動向、経済性の状況等を踏まえ、その対応を検討しています。</p> <p>家庭系の剪定枝を受け入れる場合、既存の資源化ルートだけで処理可能ななどの受け入れ体制の課題整理を行いました。</p>
中央区役所における紙類の再資源化の促進(「ラ・ミーゴ作戦」への参加)	<p>中央区役所では、さいたま商工会議所与野支所が行っている紙類の再生事業「ラ・ミーゴ作戦」に参加しています。この事業は、オフィス等から排出される紙類の再生資源を効率的に回収し、資源循環型社会の実現を目指すことを目的としています。 <a href="#">【詳細データp.71】</a></p>

## ② 再生品利用の推進

事業名	実施概要など
グリーン購入の推進	1-1-3①【グリーン購入の推進】を参照。





循環型社会を創造するための第一歩として、市民一人ひとりや各事業者が、資源を無駄にせず有効に利用することを心がけ、日々の行動に移すことが重要です。

出前講座等の環境教育や啓発イベント等により、3R（リデュース、リユース、リサイクル）に関する市民の意識向上を図ります。また、事業者に対して、適正処理に関する啓発や指導を行います。

## ① 3Rの意識啓発

★：主な取組で紹介しています。

事業名	実施概要など
ごみ分別アプリ配信事業	近年のスマートフォンの普及に合わせ、平成27年(2015年)8月から「ごみ分別アプリ」を無料で配信しています。アプリを利用することで、ごみの出し方や分別方法等についての情報を簡単に検索することができます。「ごみ分別辞典」と「収集日カレンダー」の機能については、同様のものが本市のウェブサイト上でも利用できるようになっています。 <a href="#">詳細データp.71</a>
クリーンさいたま推進員事業	地域におけるごみの適正処理、環境美化を推進するため、クリーンさいたま推進員を委嘱し、地域のリーダーとしての活動をお願いしながら、ごみ出しルールの周知徹底などに取り組んでいます。 各自治会からの推薦に基づき2年間の任期で委嘱しており、令和4年(2022年)4月1日現在、クリーンさいたま推進員は1,507人います。
ごみスクールの実施★	将来を担う子どもたちを対象に、一人ひとりが環境に関心を持ち、どのような取組が必要かを考え、できることから行動するためのきっかけづくりを目的にごみスクールを実施し、環境学習を推進します。
親子リサイクル施設見学会	ごみの減量及び分別の啓発を目的とし、小学生とその保護者を対象に環境施設の見学会を実施しています。 <a href="#">詳細データp.71</a>
清掃関連施設見学会	ごみ減量・リサイクルの普及・啓発を図るため、市民等を対象に資源リサイクル工場などの見学会を実施しています。 <a href="#">詳細データp.72</a>
出前講座の開催	自治会やサークル、職場の集まり等に職員が出向き、ごみ・資源物の正しい出し方と分別・リサイクルについて説明し、リデュース・リユース・リサイクルの3R推進の協力をお願いするなど、ごみ減量の啓発に努めています。 令和3年度(2021年度)は1回実施し、39人の参加者にごみ・資源物の正しい出し方と分別収集・リサイクルについて説明を行いました。 <a href="#">詳細データp.72</a>
リサイクル基金活用事業(「環境通信」の作成と全戸配布)	分別収集した資源物の売却収入の一部を積み立てた「リサイクル基金」を活用し、3Rを中心とした記事を掲載する環境広報誌「さいちゃんの環境通信」を発行しています。 令和3年度(2021年度)は、合計7,000部(年1回発行)を作成し、公共施設に配布しました。
環境関連イベント等への出展	各種イベントで市民・事業者に対し、対面での啓発活動を行うことで、大量生産・大量廃棄に象徴される「使い捨て型ライフスタイル」からの転換を図ります。 新型コロナウイルス感染症の影響により市内で開催されるイベントのほとんどが中止となったため、令和3年度(2021年度)の環境関連イベント等への出展回数は延べ2回でした。
事業ごみ適正処理啓発・指導事業	事業系ごみの減量や資源物の再生利用の促進を目的に、適正処理の推進として「事業ごみ処理ガイド」の作成及び配布を行います。また、家庭ごみの

収集所へ事業系ごみを排出している事業者への訪問・文書指導を行っています。  
[詳細データp.72](#)

### ★主な取組 ごみスクールの実施

本市の施策である「ごみの減量」と「資源の有効活用」に基づき、各清掃事務所の特色を生かした内容で、幼少期からごみの分別や資源の大切さ、3Rについて親しむ機会を提供するため、ごみスクール（環境学習）を実施しています。

平成23年度(2011年度)から保育園・幼稚園などの未就学児を対象に、また、平成27年度(2015年度)からは、社会での授業の一環として、小学4年生を対象に実施しています。

令和3年度(2021年度)は、未就学児対象のごみスクールについては、延べ2,085名の参加を受け付け、DVDや紙芝居の貸し出しによる代替実施を含め42回開催しました。小学4年生対象のごみスクールについては、延べ6,859名の参加を受け付け、代替実施を含めて67回開催しました。

小学4年生を対象のごみスクールは、社会での授業の一環であることから、統一した内容で啓発する必要があるため、各清掃事務所職員の相互交流を行い内容の充実を図っています。



ごみスクール開催の様子

ごみスクール開催数、参加人数の推移

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
開催回数(保育園・幼稚園) (参加人数)	91 (7,466)	97 (8,493)	98 (8,184)	99 (8,121)	39 (4,353)	42 (2,085)
開催回数(小学校) (参加人数)	37 (3,911)	45 (4,948)	50 (5,151)	58 (6,440)	19 (5,844)	67 (6,859)

※令和2、3年度(2020、2021年度)は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催回数についてはDVDや紙芝居等による代替実施を含む。

小学校での実施においては、社会科副読本とリーフレットに基づいた、興味と関心を持てる内容作りの充実を図るとともに、派遣する職員の学習指導力の更なる向上が必要となります。

## 2-1-4 産業廃棄物の3Rの推進



循環型社会の創造においては、産業廃棄物についても最終処分ゼロを目指し、3Rに取り組む必要があります。

排出事業者への指導や啓発、本市の公共事業における率先した取組等により、産業廃棄物の3Rを推進します。

### ① 排出事業者の取組促進

事業名	実施概要など
排出事業者を対象	令和3年度(2021年度)の産業廃棄物排出事業者研修会は、新型コロナウ

とする産業廃棄物処理実務者研修会の実施	イリス感染症対策として集合形式での研修会からオンライン会議システムを用いた配信形式へ実施方法を変更し、前年度に紙manifestの交付枚数の多かった58事業者を対象に、産業廃棄物処理の基礎及び電子manifestの導入説明などを行いました。
多量排出事業者に対する減量化・再資源化への取組の啓発	産業廃棄物の多量排出事業者から産業廃棄物の減量などに関する計画及びその計画の実施状況について報告を受け、報告書などをホームページにて公表するとともに、立入検査を実施し、廃棄物の適正処理及び減量化への取組について指導を行っています。 <a href="#">詳細データp.73</a>

## ② 公共事業の取組推進

事業名	実施概要など
下水処理センターで排出する汚泥のセメント原料としての再資源化の促進	下水処理センターから排出される下水汚泥について、全量をセメント原料として再資源化します。 <a href="#">詳細データp.73</a>
市が発注する公共工事におけるリサイクルの推進	建設副産物のリサイクルを目的とし、公共工事における建設副産物の減量化、再利用促進及び適切な処理を実施しています。 本市では、公共工事の実施に、再生アスファルト合材・再生砕石・再生砂等の再生資源の利用を促進するとともに、工事に伴って発生するアスファルトコンクリート殻・コンクリート殻・建設汚泥・建設発生木材等の産業廃棄物の再生利用の促進（再資源化）や建設発生土の再利用の促進に取り組んでいます。

## ③ 産業廃棄物に関する啓発

事業名	実施概要など
排出事業者を対象とする産業廃棄物処理実務者研修会の実施	2-1-4①【排出事業者を対象とする産業廃棄物処理実務者研修会の実施】を参照。
市民参加による産業廃棄物処理施設見学会の実施	産業廃棄物の処理や3Rについての理解を深めてもらうため、産業廃棄物処理施設見学会を例年開催していましたが、令和3年度（2021年度）は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止としました。

## 2-2 廃棄物の循環利用と適正処理の推進



### 2-2-1 効率的なごみ回収

ごみ処理事業の安定した運営を維持していくためには、市民や事業者による適正な排出の徹底や、効率的な収集・運搬を行っていく必要があります。

ごみ収集車の低公害車化を進め、ごみ収集所における定曜収集を行うとともに、支援が必要な高齢者等に対するごみ収集を支援することで効率的なごみの収集・運搬を行います。また、廃棄物処理施設におけるごみの適正な排出、不法投棄やポイ捨て防止に関する指導を実施します。

#### ① 効率的なごみの収集・運搬

事業名	実施概要など
高齢者等を対象とする「ふれあい収集」の実施	<p>少子高齢化に伴い、収集所への持ち出しが困難な市民の増加が見込まれることから、高齢化社会に対応した収集体制を整備します。</p> <p>ふれあい収集世帯数は、年々増加傾向(約1割増)にあり、令和3年度(2021年度)は2,452世帯でしたが、遅滞なく対応することが出来ました。</p>

#### ② ごみの適正な排出

★：主な取組で紹介しています。

事業名	実施概要など
衛生協力助成金の交付（ごみ収集所の衛生保持）	<p>ごみ収集所の管理、清潔保持等を行う自治会に対して、必要な経費の一部を助成しています。 <a href="#">詳細データp.73</a></p>
市民参加による不法投棄物撤去・ごみ回収の実施★	<p>綾瀬川流域クリーン大作戦、荒川クリーン協議会不法投棄物一斉撤去、ごみゼロキャンペーン市民清掃活動など、市民参加による河川や市街地等の清掃活動を実施し、不法投棄物撤去や環境美化を推進します。</p>
環境美化の推進★	<p>市民の環境美化に対する意識向上を図るため、啓発物やSNSなどを活用して啓発を推進するとともに、市民参加による清掃活動を実施しています。</p>
水銀大気排出抑制策の検討	<p>排出段階において、水銀を含む「有害危険ごみ」が適正に分別・排出されるよう啓発・指導等を行っています。</p> <p>毎年度作成し、各家庭に配布している「家庭ごみの出し方マニュアル」の有害危険ごみに関するページに、水銀が含まれているもの（例：蛍光灯、水銀体温計）の捨て方を記載し、啓発しています。</p>
事業系ごみの適正処理の指導	<p>2-1-3①【事業系ごみの適正処理の指導】を参照。</p>
土砂の適正処理対策	<p>無秩序な土砂のたい積を防止するため、面積が500㎡以上の埋立てや盛土を行う場合を許可の対象とし、「さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例」を制定しています。 <a href="#">詳細データp.74</a></p>
搬入物検査の実施	<p>事業系ごみの減量及び適正処理を目的とし、清掃センターにて事業者を対象に搬入物検査を実施しています。 <a href="#">詳細データp.74</a></p>
元荒川クリーン活動の実施	<p>市民、事業者、行政等で構成する「さいたま市岩槻区不法投棄防止対策協議会」が主催し「元荒川クリーン活動」を実施しています。</p> <p>令和3年度(2021年度)は、11月28日(日)に元荒川河川敷を清掃し18名の方に参加いただき、可燃物・不燃物合わせて410kgのごみを回収しました。</p>



★主な取組 市民参加による不法投棄物撤去・ごみ回収の実施

【不法投棄物の撤去作業】

ごみが散乱している場所には、さらなる不法投棄が行われやすい傾向がありますが、市民が清掃を行うことで、地域社会に不法投棄を許さない環境が醸成されます。

そこで令和3年(2021年)11月11日(木)にさいたま市・上尾市地区荒川クリーン協議会主催による荒川河川敷不法投棄物一斉撤去作業を実施しました。職員延べ13人が参加し、回収したごみの量は320kgになりました。また、ボランティア団体参加の清掃活動として、例年「綾瀬川流域クリーン大作戦」を行っていますが、令和3年度(2021年度)は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。

【ごみゼロキャンペーン】

市内全域を対象にした活動としては、例年5月に自治会等の市民ボランティアによる一斉清掃「さいたま市ごみゼロキャンペーン市民清掃活動」として、道路、公園等のポイ捨てごみの収集を行っています。

令和2年度(2020年度)は、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を受け、参加者の感染防止のため、中止となりましたが、令和3年度(2021年度)は感染対策をとりながら、5月29日(土)から6月27日(日)の任意の日に参加団体単位ごとに分散して清掃活動を実施しました。

【大宮アルディージャ さいたま市クリーン大作戦】

大宮アルディージャVENTUSと共同で、「さいたま市ごみゼロ365」ウェブサイト及びごみ拾いを楽しむためのSNSアプリ「ピリカ」を活用して、令和3年(2021年)10月15日(金)に、本市北部の主要駅や区役所を中心に清掃活動を実施しました。

参加者数は44名、拾ったごみの量は675Lとなりました。



写真提供：大宮アルディージャ

綾瀬川流域クリーン大作戦、荒川クリーン協議会不法投棄物一斉撤去、ごみゼロキャンペーン市民清掃活動参加者数の推移

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
綾瀬川流域クリーン 大作戦(人)	196	雨天 中止	98	台風19号 により中止	中止	中止
荒川クリーン協議会不法 投棄物一斉撤去(人)	62	中止	中止	中止	職員のみ	職員のみ
ごみゼロキャンペーン 市民清掃活動(人)	97,987	104,567	98,996	97,438	中止	72,187

ごみゼロキャンペーンの参加者が増加するよう広報を強化し、一層の啓発を図ります。

★主な取組 環境美化の推進

「さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例」に基づき、啓発物やSNSなどを活用して市民の環境美化に対する意識向上を図るとともに、市民参加による清掃活動の実施を通じて環境美化の推進に努めています。

また、令和3年度(2021年度)には清掃活動を見える化するWEBサイト「さいたまごみゼロ365」を開設し、日常的な市民清掃活動の普及啓発を推進しています。



【清掃活動を見える化するWEBサイト「さいたまごみゼロ365」】

市民清掃活動参加者数の推移

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
市民清掃活動参加者数(人)	98,245	104,567	99,094	97,438	中止	97,707

大宮、浦和、南浦和、北浦和、武蔵浦和、東大宮及び宮原の7駅周辺に加え、令和2年度(2020年度)からは、さいたま新都心、浦和美園、与野、北与野、岩槻の5駅周辺を環境美化重点区域に指定し、路上喫煙対策とあわせてポイ捨て対策を重点的に進めており、効果測定のため「散乱ごみ実態調査」を行っています。

環境美化重点区域の散乱ごみ減少率の推移

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
散乱ごみ個数(個)※	6,258	5,339	5,103	4,791	7,753	7,539
散乱ごみ減少率(%) (対平成23年度比)	54.0	60.8	62.5	64.8	43.0	44.6

※ 令和元年度まで7駅の合計、令和2年度から12駅の合計

快適な生活環境を確保するため、より一層の環境美化活動を推進していく必要があります。また、環境保全や環境美化に対する意識の向上に向けて、市民、事業者、本市のパートナーシップのもとで活動を進めていくためには、普及・啓発を効果的に進めていくことも必要です。

## 2-2-2 廃棄物の循環利用の推進

重点1



本市のごみ処理施設で発生する焼却残渣についても、可能な限り有効利用を進めていくことが必要です。

焼却残渣の資源化と焼却熱の有効利用を促進します。



### ① 廃棄物の循環利用の推進

事業名	実施概要など
熱回収機能を有する焼却施設による適正処理	<p>ごみの焼却施設では、エネルギー源としてごみの有効利用を進め、電力・ガス・重油等の消費抑制を図ります。</p> <p>令和3年度(2021年度)もごみ焼却の余熱を利用した発電、給湯、冷暖房、隣接施設への温水・蒸気熱源供給を継続して実施しました。</p> <p><a href="#">詳細データp.75</a></p>
溶融スラグの有効利用	<p>市の焼却施設から発生する焼却残渣（焼却灰等）の一部は、溶融処理（スラグ化）の後、公共工事で使用するアスファルト混合物、コンクリート2次製品等の土木資材の一部として資源化することにより最終処分場の延命化を図っています。</p> <p>令和3年度(2021年度)において、市内焼却施設で約21,170 t のスラグを生成しました。</p>
焼却灰等の有効利用	<p>本市の焼却施設から発生する焼却残渣（焼却灰等）の一部は、セメントや人工砂の原料として使用され、土木資材の一部として資源化することにより最終処分場の延命化を図っています。</p> <p>令和3年度(2021年度)において、市内焼却施設から排出した焼却灰と飛灰の合計、約8,760 t をセメントの原料として、約6,840 t の焼却灰を人工砂の原料として使用しました。</p>

### 2-2-3 計画的な施設の整備・更新



廃棄物の安定処理を確保するためには、老朽化したプラントの更新、施設の適切な統廃合等を進めていく必要があります。

本市の廃棄物処理施設の計画的な整備・更新を推進します。

#### ① 計画的な施設の整備・更新

事業名	実施概要など
サーマルエネルギーセンターの整備計画	<p>市内4つの施設でごみ処理を行っている現在の体制を3つの施設に再編することとしており、サーマルエネルギーセンターの整備計画では、老朽化した西部環境センターと東部環境センターを1つに統合し、東部環境センターの位置にサーマルエネルギーセンターとして更新する事業を進めています。</p> <p>サーマルエネルギーセンターの施設整備では、設計・建設に加え維持管理・運営も一括性能発注するDBO方式とし効率的な施設整備を実施しています。</p> <p>令和3年度(2021年度)は、サーマルエネルギーセンター整備事業(DBO)建設工事において新施設の本体工事に着工しました。</p>
クリーンセンター大崎の更新計画	<p>廃棄物の処理を安定的に行うためにクリーンセンター大崎の焼却施設及び破碎施設について、基幹的設備改良・更新等工事を実施し、CO<sub>2</sub>の削減を行い、施設の長寿命化を図るとともに廃棄物の適正処理を推進します。</p> <p>令和3年度(2021年度)において、年度当初に工事を発注し、議会の承認を経て、工事に着手しました。</p>
最終処分場の整備計画	<p>市内のごみ処理施設から排出された焼却灰などの残渣類は、本市の一般廃棄物最終処分場「うらわフェニックス」及び県外の民間最終処分場で埋立処分しています。新たな最終処分場を整備するには、一定規模以上の用地を確保する必要があり、本市の場合においては、地形を含め非常に困難な状況で</p>

	す。したがって、現在は残渣の資源化を進めて埋立処分量を削減し、うらわフェニックスを長期に使用できるよう、計画的に埋立処分を行っていきます。
安定的な廃棄物処理体制の維持	老朽化した施設の長寿命化を図るため、基幹的設備改良を実施いたします。 クリーンセンター大崎の長寿命化は、令和3年度(2021年度)において、年度当初に工事を発注し、議会の承認を経て、工事に着手しました。 衛生センター統廃合の推進は、令和3年度(2021年度)において、大宮南部浄化センターの長寿命化計画を策定しました。

## 2-2-4 産業廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物の処理は、排出事業者の責任において自ら行うか、処理業者へ委託する場合はその処理状況を最終処分まで確認することが求められています。

排出事業者や処理業者への適正処理指導、不法投棄の防止等に関する指導を行い、産業廃棄物の適正処理を促進します。

### ① 排出事業者への適正処理指導等

事業名	実施概要など
建設現場での分別排出の徹底	建設現場から排出された産業廃棄物の適正な処理の徹底を目的とし、廃棄物保管ヤードを対象にパトロールを実施しています。 建設現場から排出された廃棄物は一時的に保管ヤードに移され分別されるケースが多いため、保管ヤードを巡回し分別、保管、処分状況を確認し、適正処理を指導しています。 令和3年度(2021年度)は延べ638回の立入、場外監視及び調査を行いました。
産業廃棄物適正処理の促進(産業廃棄物処理業者)	産業廃棄物の処理業者への立入検査を実施し、適正処理を促進します。 [詳細データp.76]
電子マニフェストの普及促進	産業廃棄物の処理における情報の合理化、処理システムの透明化などを図るため、電子マニフェストの普及拡大を促進しています。 令和3年度(2021年度)は排出事業者に対しWeb方式による導入説明会を行いました。

### ② 処理業者への適正処理指導等

事業名	実施概要など
使用済自動車のリサイクルに対する指導	使用済自動車の解体業者及び破砕業者を対象に立入検査を実施し、処理状況を確認・指導することで適正処理を促進します。 令和3年度(2021年度)には立入検査を23件実施し、解体作業場、保管場所及び自動車リサイクルシステムの移動報告等の確認・指導を行いました。
産業廃棄物適正処理の促進(産業廃棄物の排出事業者)	産業廃棄物の処理責任は、その産業廃棄物を排出する事業者にあります。本市では当該事業者による廃棄物の適切な保管、委託処理の確認・指導を目的とし、産業廃棄物の排出事業者を対象に立入検査を実施しています。 [詳細データp.76]

### ③ 不法投棄対策及び不適正処理業者指導

事業名	実施概要など
不法投棄対策事業	令和3年度(2021年度)は、監視パトロールを273回実施しました。夜間の監視パトロールは、民間警備会社に委託して毎日実施しました。 監視カメラの設置台数は、昨年比8台増設し、市内に38台設置しています。また、不法投棄監視体制の強化を図るため、60事業者と「不法投棄の情報提供に関する協定」を締結し、9件の情報提供がありました。
周辺自治体・関係機関との連携強化	毎年10月に一斉路上調査を実施していますが、令和3年度(2021年度)は新型コロナウイルス蔓延防止の影響により中止となりました。 また、荒川河川敷の環境保全を目的とし、国、県、自治体が連携し不法投棄の一斉撤去を実施しています。令和3年度(2021年度)は11月に実施しました。

### ④ 有害廃棄物への対応

事業名	実施概要など
有害廃棄物への対応	生活環境の保全や市民の安全・安心のため、感染性廃棄物が排出される医療施設や廃石綿が排出される建築物の解体・改修工事現場などの立入検査を実施しています。
ダイオキシン類対策	環境中のダイオキシン類濃度を監視するとともに、排出源に対する指導を行っています。 <a href="#">詳細データp.77</a>
PCB 廃棄物保管状況届出受理・指導事務	PCB廃棄物は、定められた処分期間までに処分しなければなりません。本市では市内のPCB廃棄物保管事業者に対し、処分されるまでの間の適正な保管及び法に基づく届出状況の確認を行うとともに、立入指導を実施しています。 <a href="#">詳細データp.78</a>
最終処分場跡地の適正利用の指導	廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削など土地の形質の変更が行われることにより、当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生じるおそれのある区域を「指定区域」として市内5か所を指定しています。 また、指定区域内において土地の形質の変更が行われる場合には、土地の形質の変更届出を受理するとともに、生活環境の保全上の支障が生じることがないように、最終処分場跡地の適正利用について指導を行っています。

4  
基本  
目標  
別の  
進捗  
評価

基本  
目標  
2

## 2-2-5 円滑な災害廃棄物の処理の推進

近年、各地で起こっている自然災害では、膨大な災害廃棄物が発生しており、今後起こり得る災害等に備えたごみ処理体制の確保は喫緊の課題となっています。

発生後の混乱した状況の中でも、災害により生じた廃棄物を迅速・円滑かつ適正に処理するための対策を推進します。

### ① 円滑な災害廃棄物の処理の推進

事業名	実施概要など
災害廃棄物処理計画の推進	災害時においても迅速かつ円滑・適正な処理体制が確保できるよう「災害廃棄物処理計画」を推進します。 令和元年東日本台風の経験をもとに、仮置場の運用、仮置場候補地の再検討を引き続き行うとともに、市内の廃棄物処理業者と締結した災害時の協力

に関する協定の点検を行い、発災時の廃棄物処理体制の確保を行いました。

## コラム

## 古書リサイクル



図書館では、古書のリサイクルとして、除籍した本や市民から寄贈された本を公共施設に提供する頒布会を開催しています。また、市民向けには「古本バザール」「古本リサイクル」を開催していましたが、令和3年度（2021年度）は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。市民向けの古書のリサイクル提供の場として、南浦和図書館（10月から）、岩槻図書館（11月から）、大宮図書館（12月から）に、リサイクル図書コーナーを新たに設置し、無償提供しています。



【リサイクル図書コーナー  
（中央図書館）の様子】

### ・古書のリサイクル（公共施設向け頒布会）

#### 公共施設向け古書提供冊数の推移

	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)
参加施設	36 施設	23 施設	37 施設	20 施設	22 施設	20 施設
提供冊数	6,960 冊	2,240 冊	6,232 冊	4,520 冊	5,040 冊	2,760 冊
再利用冊数	1,572 冊 (22.6%)	1,265 冊 (56.5%)	1,867 冊 (30.0%)	1,155 冊 (25.5%)	1,429 冊 (28.3%)	1,331 冊 (48.2%)

### ・古書のリサイクル（市民向け）

#### 市民向け古書提供冊数の推移

	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)
提供冊数	76,990 冊	67,235 冊	88,878 冊	75,315 冊	13,136 冊	19,332 冊
再利用冊数	60,127 冊 (78.0%)	50,823 冊 (75.6%)	64,405 冊 (72.4%)	57,001 冊 (75.6%)	12,329 冊 (93.9%)	16,530 冊 (85.5%)

※令和2年度（2020年度）、令和3年度（2021年度）は「古本バザール」及び「古本リサイクル」が中止となったため、令和2年度（2020年度）、令和3年度（2021年度）の数字は、リサイクル図書コーナーの集計結果です。

今後も、リサイクルの機会を通じて古書をより有効に活用します。





2-1-1①【生ごみ処理容器等購入費補助事業】

補助額は購入費の2分の1、生ごみ処理機（電気式）の場合は補助の上限額は20,000円、生ごみ処理容器の場合は上限4,000円です。令和3年度（2021年度）は生ごみ処理機（電気式）248基、生ごみ処理容器（コンポスト）81基、合計329基に対し補助を行いました。補助額の合計は3,958,100円です。

生ごみ処理容器等購入補助基数の累計の推移

	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
生ごみ処理容器等 購入補助基数(基)	6,319	6,588	6,809	7,160	7,489

ごみの減量化に資する生ごみ処理容器等をより多くの市民に普及させるため、市報やホームページなどによる制度の周知を広く図り、生ごみ処理容器等の普及拡大を進める必要があります。

2-1-1①【事業者に対するごみの減量化・再資源化の推進】

令和3年度（2021年度）は、786件の計画書が提出されました。計画書の内容を総合すると、これらの対象事業所から発生する事業系ごみの74.2%が資源物として分別されています。また、立入検査未実施の事業者を中心に、35件の訪問指導・啓発を行いました。

減量計画書の提出件数、減量計画書に基づく前年度の資源化率の推移

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
減量計画書の提出件数(件)	702	723	731	805	809	786
減量計画書に基づく 前年度の資源化率(%)	63.2	61.6	62.0	64.9	65.6	73.1

減量等計画書の未提出事業所に対して、催告通知を送付し、提出率を高めます。また、大規模事業所に対する立入検査を積極的に実施する必要があります。

2-1-2①【小型家電リサイクル事業】

令和3年度（2021年度）は小型家電回収ボックス等で回収した小型家電103.55トン認定業者に引渡し、リサイクルを行いました。また、宅配回収事業を行っている認定事業者には73.48トンを回収し、リサイクルを行いました。

小型家電回収量の推移

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
小型家電回収量(t)	65	69	92	91	99	104

ごみの減量化のため、小型家電リサイクルをより多くの市民に周知させるため、家庭ごみの出し方マニュアルやホームページなどによる周知を広く図り、小型家電リサイクルを推進する必要があります。

2-1-2①【団体資源回収運動補助事業】

年2回以上の資源回収を行った団体に対して、1kg当たり5円の補助金を、予算の範囲内にて交付しています。（上限100万円）



団体資源回収運動の令和3年度（2021年度）における実施団体数は422団体となりました。

団体資源回収運動実施団体数、資源の回収量、補助額の推移

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
団体資源回収運動 実施団体数(団体)	463	468	467	469	424	422
資源の回収量(t)	13,726	13,163	12,650	11,752	10,001	9,729
補助額(円)	67,016,100	64,456,000	62,101,300	57,889,300	49,677,200	48,072,300

さらなる団体資源回収運動の活性化を推進する必要があります。

2-1-2①【事業系ごみのリサイクル促進に係る事業】

＜（事業系）剪定枝・大型木製品等の木くず及び刈草類のリサイクルの推進＞

一般廃棄物中間処分業許可業者2者において、剪定枝等のリサイクルを行っています。令和3年度(2021年度)は剪定枝及び刈草を9,641.65トン、大型木製品を72.36トン資源化しました。

事業系剪定枝・大型木製品等の木くず及び刈草類のリサイクル量の推移

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
剪定枝・刈草(t)	7,365	9,092	10,656	9,661	10,541	9,642
大型木製品(t)	97	112	107	85	60	72

ごみの減量を推進するため、事業者を対象に剪定枝、刈草の一般廃棄物中間処分業許可業者の周知を広く図る必要があります。

＜（事業系）食品廃棄物のリサイクル促進のための他市町村との事前協議＞

令和3年度(2021年度)は食品廃棄物を登録再生利用事業者に搬入し、リサイクルした量は2616.28トンとなりました。

食品廃棄物の登録再生利用事業者への運搬量の推移

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
運搬量(t)	3226	3210	3559	3397	2009	2616

ごみの減量を推進するため、事業者を対象に食品廃棄物の登録再生利用事業者について周知を広く図る必要があります。

＜事業系ごみのリサイクルの促進＞

事業所から排出されるびん、かん及び紙ごみのリサイクルルートを独自に構築し、170円/10kgである処理手数料を、東部環境センター及び本市が指定する資源物中間処理施設へ搬入した場合は100円/10kgに減額することで、事業系資源物のリサイクルの促進を図っています。

事業系資源物資源化実績の推移

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
事業系資源物搬入量(t)	1,438	1,370	1,266	1,040	701	699

紙ごみを中心に搬入量が減少しており、文書等の電子化やテレワーク等に取り組む事業者が増加していることが影響したと考えられますが、今後はこれらの取組が困難な中小規模事業者等の利便性を高めたりサイクルの仕組みを構築した上で、事業所に対する指導・啓発・立入調査等を通じてさらに当事業の周知を図る必要があります。



## 2-1-2①【中央区役所における紙類の再資源化の促進（「ラ・ミーゴ作戦」への参加）】

令和3年度（2021年度）は、合計で約19tの紙類を再資源化のルートに回しました。

### 紙類の回収量の推移

		平成28年度 (2015年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	
回収量 (kg)	合計	13,400	14,550	14,810	18,460	17,360	18,900	
	内訳	新聞紙	1,710	990	2,000	720	3,740	660
		雑がみ	9,030	10,730	10,060	14,000	10,550	15,070
		段ボール	2,660	2,830	2,750	3,740	3,070	3,170

例年、資源ごみの再資源化に努めています。今後もこの活動を実施し、環境負荷低減に貢献していきます。

## 2-1-3①【ごみ分別アプリ配信事業】

### ごみ分別アプリダウンロード数

	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
日本語版 ダウンロード数	25,535	23,323	27,897	33,994	32,719
外国語版 ダウンロード数	411	567	665	341	-

※ベトナム語は令和2年（2020年）12月から配信開始。令和2年（2020年）12月より日本語版に外国語版を統合。

### ホームページ利用者数（日本語版のみ）

	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	
アクセス数	316,007	412,196	629,484	888,676	857,443	
クリック (検索)数	分別辞典	183,011	261,595	461,290	740,526	703,088
	カレンダー	116,295	141,969	222,056	277,747	252,648

広報誌へ掲載し周知するほか、各種イベントにてPR活動を行っていくなど、積極的に利用促進を図る必要があります。

## 2-1-3①【親子リサイクル施設見学会】

循環型社会を形成するためには、日常生活で多くの一般廃棄物が発生していること、その一般廃棄物のリサイクルが資源循環の重要な役割を担っていることなど、市民生活とリサイクルが密接な関係にあることを認識していただくことが重要です。そこで、一般廃棄物がどのように処理され、リサイクルされているのかを市民にわかりやすく紹介するため、親子リサイクル施設見学会を実施しています。なお、令和3年度（2021年度）も前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、中止しました。

### 見学会の実施状況

	実施日数	見学施設	参加人数
平成30年度 (2018年度)	4日間（4コース）	桜環境センター、(株)レンゴー、(株)エフピコなど全8施設	145人（うち、小学生73人）
令和元年度 (2019年度)	4日間（4コース）	桜環境センター、昭和電工(株)、リサイクルプラザJBなど全5施設	115人（うち、小学生58人）

見学会開催後のアンケート調査等を通して、市民のニーズを把握し、より効果的な事業とする必要があります。

### 2-1-3①【清掃関連施設見学会】

令和3年度（2021年度）の清掃関連施設の見学者数の合計は、新型コロナウイルス感染症拡大防止を考慮し、施設見学の中止や受入人数の制限を行いながら実施した結果、令和2年度（2020年度）の7,702人より大幅に増加し、14,431人でした。

清掃関連施設の見学者数（令和3年度（2021年度））

施設名	区	内容	見学者数 (人)
西部環境センター	西区	A	8
クリーンセンター大崎	緑区	A	1,147
大宮南部浄化センター	見沼区	C	9,694
クリーンセンター西堀	桜区	C	1
桜環境センター	桜区	A・B	3,581
見学者合計（人）			14,431

内容 A：破碎・焼却処理、B：再資源化施設、C：し尿・浄化槽汚泥処理施設

（西部環境センター、東部環境センター／リサイクル施設、クリーンセンター大崎、クリーンセンター西堀、桜環境センター）

今後も感染症予防対策を行ったうえで、本施設におけるごみ処理やし尿処理の流れについての説明を行う施設見学を実施予定です。

（大宮南部浄化センター）

今後も感染症予防対策を行ったうえで、見学される方々に合わせてし尿処理の仕組みや、自然庭園や見沼の生きものについての説明を行う施設見学を実施予定です。なお、当センターの出来事をまとめた「みぬま見聞館だより」は、継続して発行し、学校や図書館等に配布しました。

### 2-1-3①【出前講座の開催〔廃棄物対策課〕】

出前講座の開催回数、参加人数の推移

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
開催回数(回)	8	11	9	9	2	1
参加人数(人)	448	485	505	423	55	39

引き続き、リデュース・リユース・リサイクルの3Rの啓発に努め、ごみの減量化を推進する必要があります。

### 2-1-3①【事業ごみ適正処理啓発・指導事業】

「事業ごみの処理ガイド」を区役所くらし応援室窓口や清掃センターなどで配布しているほか、さいたま市一般廃棄物収集運搬許可業者へも配布し、広く排出事業者への周知を図っています。

また、平成21年度（2009年度）から、タウンページに掲載されている事業所に適正処理及びリサイクルの推進を啓発するダイレクトメールを送付しています。平成23年度（2011年度）からは新規事業者、平成29年度（2017年度）からはその他の事業者にも対象を拡大し、広く指導啓発をしています。

また、令和3年度（2021年度）、家庭ごみ収集所に誤って事業ごみを排出する等、事業ごみの不適正な処理が確認された事業者に対して28件指導を実施しました。

### ダイレクトメール発送件数の推移

	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)
送付事業所数(件)	964	3,235	3,442	3,455	3840	4200
送付対象区	全区	全区	全区	全区	全区	全区

個人事業主を含む中小規模事業者へも事業ごみの適正処理の周知指導を広げていく必要があります。

#### 2-1-4①【多量排出事業者に対する減量化・再資源化への取組の啓発】

事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、産業廃棄物の減量などに関する計画を作成し、その計画の実施状況について次年度に報告する必要があります。

本市では多量排出事業者から提出された産業廃棄物の減量その他取組に関する産業廃棄物処理計画書及び計画に対する実施状況報告書をホームページで公表するとともに、事業者による排出抑制の取組を支援しています。令和3年度(2021年度)の処理計画書作成者数211事業者であり、うち立入検査を27件実施し、産業廃棄物の適正処理及び減量化について確認、指導しました。

#### 多量排出事業者数と立入検査実施件数

	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)
処理計画作成事業者数	195	199	197	199	211
実施状況報告事業者数	190	197	197	199	※
立入検査件数(件)	18	6	20	23	27

※次年度に報告を受け、集計を行う予定です。

日本の産業廃棄物の総排出量は近年減少傾向にあります。最終処分場の逼迫、不法投棄など産業廃棄物をめぐる問題は未だなくならないのが現状です。特に環境への影響、最終処分場の確保の問題から廃棄物の再利用、減量化を促進し、最終処分量を減らす必要があります。

産業廃棄物を排出する企業も排出量の削減、排出物の適正な管理など、多様な取組を行っていることから、企業の取組を支援するとともに、ホームページやSNS等広報を通じて広く情報発信し、活動の輪が広がるよう周知していきます。

#### 2-1-4②【下水処理センターで排出する汚泥のセメント原料としての再資源化の促進】

下水処理センターでは、排出する下水汚泥の全量について、セメント原料として再資源化ルートに回しています。

#### 下水処理センターの汚泥再利用(セメント原料化)の推移

	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)
リサイクル率(%)	100	100	100	100	100	100
排出汚泥量(t)	1,484	1,421	518	1,030	1,282	1,162

今後も下水汚泥のリサイクル率100%を維持していきます。

#### 2-2-1②【衛生協力助成金の交付(ごみ収集所の衛生保持)】

本助成金は、収集所で使用する清掃用具やカラスよけネットの他、ごみ収集所の維持管理、清潔保持等に関する会合や研究活動等の実施に要する経費、自治会の広報紙、看板等の作成に要する経

費等として活用いただいています。

助成金額は、自治会加入世帯数に一世帯当たり180円を乗じた金額で、加入世帯数が100世帯に満たない場合は18,000円を上限として助成しています。

令和3年度(2021年度)は市内全自治会「861」自治会のうち約94%にあたる「812」自治会に対し、合計64,538,795円の衛生協力助成金を交付しました。

	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
全自治会数	856	859	860	860	861
交付団体数 (返納した団体を含む)	822	822	812	822	812
交付金額 (返納前の全交付金額)	65,102,351	65,426,976	65,223,711	65,818,434	65,529,377
返納団体数	7	5	5	16	18
返納金額	32,593	65,286	107,215	589,346	990,582
確定金額 (交付金額-返納金額)	65,069,758	65,361,690	65,116,496	65,229,088	64,538,795

#### 2-2-1②【土砂の適正処理対策】

本市では、無秩序な土砂のたい積を防止するため、「さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例」に基づき、面積が500㎡以上の埋立てや盛土を行う場合は許可の対象としています。令和3年度(2021年度)には、この条例に基づき18件について審査し、許可を行いました。

土砂のたい積の許可件数の推移

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
たい積許可件数(件)	8	18	18	7	9	18

条例遵守の指導を徹底するなど、不法な土砂のたい積の未然防止を図る必要があります。

#### 2-2-1②【搬入物検査の実施】

令和3年度(2021年度)は許可業者を対象とした搬入物検査を延べ113台に対し実施しました。

減量計画書の提出件数、減量計画書に基づく前年度の資源化率の推移

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
搬入物検査実施台数(台)	262	200	230	163	77	113

ごみ減量につなげるため、効果的に搬入物検査が実施できるよう、実施回数や時期及び方法を検討する必要があります。

2-2-2①【熱回収機能を有する焼却施設による適正処理】

・西部環境センター

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
焼却量 (t)	75,221	80,004	77,930	85,845	84,309	76,761
発電量 (kWh)	19,381,240	21,300,790	21,058,980	22,282,850	22,139,370	17,637,050
売電量 (kWh)	2,669,897	3,485,584	3,358,150	3,902,774	3,940,784	8,000,703
買電量 (kWh)	1,582,302	1,408,190	1,148,978	1,171,103	956,959	236,920
蒸気供給量 (熱源) (t)	4,941	4,729	4,542	4,000	4,801	1,039
供給先施設	所内の給湯・冷暖房 西清掃事務所 西楽園	所内の給湯・冷暖房 西清掃事務所 西楽園	所内の給湯・冷暖房 西清掃事務所 西楽園	所内の給湯・冷暖房 西清掃事務所 西楽園	所内の給湯・冷暖房 西清掃事務所 西楽園	所内の給湯・冷暖房 西清掃事務所 西楽園

・東部環境センター

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
焼却量 (t)	68,563	63,255	63,512	65,807	65,162	61,627
発電量 (kWh)	12,560,750	12,033,737	12,640,895	12,785,931	13,004,524	12,117,486
売電量 (kWh)	3,962,853	3,912,058	4,224,666	4,238,626	4,974,965	4,228,435
買電量 (kWh)	362,282	385,130	263,119	302,441	212,408	277,773
蒸気供給量 (t)	1,554	2,291	2,643	2,843	2,608	1,746
供給先施設	所内の給湯・冷暖房 東楽園	所内の給湯 東楽園	所内の給湯 東楽園	所内の給湯 東楽園	所内の給湯 東楽園	東楽園

・クリーンセンター大崎

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
焼却量 (t)	118,500	118,605	116,098	113,891	114,959	116,544
発電量 (kWh)	43,173,630	43,455,582	15,963,144	40,593,563	44,084,239	43,669,289
売電量 (kWh)	28,194,576	28,683,426	9,021,516	24,415,716	30,074,904	28,783,944
買電量 (kWh)	442,338	410,334	6,900,894	1,093,968	235,512	358,710
蒸気供給量 (t)	1,803	2,077	2,380	2,242	2,317	3,864
供給先施設	所内の給湯 見沼ヘルシーランド 大崎園芸植物園	所内の給湯 見沼ヘルシーランド 大崎園芸植物園	所内の給湯 見沼ヘルシーランド 大崎園芸植物園	所内の給湯 見沼ヘルシーランド 大崎園芸植物園	所内の給湯 見沼ヘルシーランド 大崎園芸植物園	所内の給湯 見沼ヘルシーランド 大崎園芸植物園

・桜環境センター

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
焼却量 (t)	106,075	107,603	110,467	110,217	108,491	113,286
発電量 (kWh)	53,695,394	54,183,338	56,939,459	57,050,888	56,809,354	57,702,710
売電量 (kWh)	28,133,640	28,396,880	30,788,630	30,786,170	30,933,330	30,316,910
買電量 (kWh)	213,920	208,280	316,850	157,060	171,970	161,640
蒸気供給量 (t)	0	0	0	0	0	0
温水供給量(MJ)	6,566,295	6,230,740	5,841,256	5,738,714	4,893,649	5,552,592
供給先施設	余熱体験施設	余熱体験施設	余熱体験施設	余熱体験施設	余熱体験施設	余熱体験施設

### 2-2-4①【産業廃棄物適正処理の促進（産業廃棄物処理業者）】

産業廃棄物の処理責任は排出業者にありますが、適正処理を確保するためには、産業廃棄物処理業者に対しても指導・啓発を行う必要があります。本市では、市内の産業廃棄物の中間処分場や積替え保管施設等への立入検査を定期的に行い、施設の維持管理、産業廃棄物の保管及び産業廃棄物管理票の交付状況等を確認し、適正処理を指導しています。

令和3年度(2021年度)は、産業廃棄物処理業者への立入検査を93件実施しています。

産業廃棄物処理業者への立入検査件数の推移

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
立入検査件数(件)	160	118	128	130	78	93

適正処理を促進するためには、立入検査を継続して実施し、指導及び啓発を強化し、優良な産業廃棄物処理業者を育成する必要があります。

### 2-2-4②【産業廃棄物適正処理の促進（産業廃棄物の排出事業者）】

本市では、主に多量排出事業者の事業場、建築物解体現場、病院などの医療系廃棄物排出事業場、産業廃棄物処理施設設置事業場などへの立入検査を行っています。

立入検査においては、主に産業廃棄物の保管状況や委託処理状況を確認・指導しています。

特に、産業廃棄物の多量排出事業者に対しては、法や条例に基づき事業者が作成した廃棄物処理計画により産業廃棄物の排出抑制や再生利用に努めるよう指導しています。

排出事業場の種類ごとの立入検査実施件数 (件)

項目		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
建設リサイクル法解体現場	合同	40	20	22
	単独	0	0	0
廃石綿等排出事業場		10	2	7
事業場外保管場所		18	3	4
多量排出事業場		20	23	27
PCB保管事業場等		150	43	237
医療施設	衛生検査所	5	3	5
	診療所(19床以下)	11	0	21
	病院(20床以上)	30	39	39
市有施設(指定管理施設を含む)		3	7	6
産業廃棄物処理施設設置者		7	7	7
合計		294	147	375

#### ※建設リサイクル法解体現場

建設リサイクル法に基づく届出のあった建物等解体現場への立入検査。立入検査は、労働基準監督署と合同で実施するものと、苦情などにより単独で実施するものがあります。

#### ※廃石綿等排出事業場

大気汚染防止法の特定粉じん排出等作業実施届出のあった事業場の他、特別管理産業廃棄物管理責任者設置報告のあった廃石綿の除去工事現場への立入検査を実施しています。

#### ※事業場外保管場所

建設工事に伴う(特別管理)産業廃棄物を、当該工事現場以外の場所で自ら保管(保管場所面積が300㎡以上)を行おうとするときは、あらかじめ、その旨を届け出なければなりません。当該届出事業場へ立入検査を実施しています。



※多量排出事業場

廃棄物処理法及びさいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例に規定する多量排出事業者の事業場への立入検査を実施しています。

※PCB保管事業場

PCB特別措置法に基づく保管事業場への立入検査及びPCB含有機器の掘り起こし調査における現地調査です。保管事業場への立入検査においては届出機器の確認と保管状況の検査を実施しています。PCBの掘り起こし調査は、平成27年度（2015年度）から実施しているPCB使用変圧器・コンデンサ類の保有状況の確認を行っています。

※医療施設

医療法に基づく保健所の立入計画に併せ、特別管理産業廃棄物である感染性産業廃棄物の排出事業者である医療施設（病院、有床診療所、衛生検査所）への立入検査を実施しています。

※市有施設（指定管理施設を含む）

公の施設における産業廃棄物の適正処理を推進する為、平成29年度（2017年度）より指定管理施設への立入検査を実施しています。指定管理者とともに、履行確認を行う所管課の指導も併せて実施しています。

※産業廃棄物処理施設設置者

廃棄物処理法施行令第7条に規定する産業廃棄物処理施設を設置し、排出した産業廃棄物の処理を自ら行っている（自己処理）事業者に対し、処理施設の技術上の基準・維持管理の基準等の適合状況の確認を目的として立入検査を実施しています。

産業廃棄物の適正処理を指導するだけでなく、事業者が自ら行う3Rなどの環境保全活動を支援していく必要があります。また、最終処分量を削減するには、再生利用が進んでいない建設系混合廃棄物、建設汚泥等の排出抑制や再生利用を促進することが重要になります。

2-2-4④【ダイオキシン類対策】

一般大気6地点、河川水6地点（4河川）、河川底質5地点（3河川）、土壌1地点、地下水1地点のダイオキシン類の濃度調査を実施しています。

令和3年度(2021年度)はすべての調査地点で環境基準を達成しました。近年の調査地点のダイオキシン類濃度は横ばい傾向にあります。

	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
大気 環境基準適合率	100%	100%	100%	100%	100%
水質土壌 環境基準適合率	100%	100%	100%	100%	100%

また、内分泌かく乱化学物質について、鴨川、芝川及び綾瀬川の計5地点で調査を実施し、全地点で環境省が設定した予測無影響濃度を下回りました。

発生源対策として、ダイオキシン類を発生する施設に対して行政検査を実施し、4施設について排出ガス中のダイオキシン類濃度を測定しました。

なお、排出基準を超過した2施設（事業者）に対し、改善命令を2件発出しました。

ダイオキシン類を発生する施設に対する行政検査件数推移

	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
行政検査件数※	7	6	6	6	4
うち基準超過	0	1	0	0	2

※各所管課で実施した行政検査の合計

環境中のダイオキシン類濃度の監視を続けるとともに、環境中への排出量が増加しないよう発生源に対する指導を継続していくことが必要です。

2-2-4④【PCB 廃棄物保管状況届出受理・指導事務】

ポリ塩化ビフェニル（PCB）は、その特性から電気機器の絶縁油などに使われていましたが、過去にその毒性が社会問題化し、現在は製造が行われていません。国は平成15年（2003年）、法に基づき「PCB 廃棄物処理基本計画」を策定し、PCB廃棄物に関しては、全国5か所の処理施設で処分することとし、地域に応じて処分期間を定めました。

本市における高濃度PCB廃棄物（安定器及び汚染物等）の処分期間は令和5年（2023年）3月31日まで、低濃度PCB廃棄物については令和9年（2027年）3月31日までとなっています（高濃度PCB廃棄物のうち変圧器・コンデンサーなどについては令和4年（2022年）3月31日で処分期間が終了しています）。

本市では令和3年度（2021年度）に332事業所でPCB廃棄物を保管しているとの届出があり、立入検査を237件実施し、PCB廃棄物の適正保管及び早期処理について指導を行いました。

PCB廃棄物保管事業者に対する指導実施状況

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
届出件数（件）	499	460	385	317	334	332
立入検査件数（件）	103	82	90	150	43	237

PCB廃棄物の処分期間内の適正処分を推進するため、PCB廃棄物を保管している事業者への立入検査・指導を継続的に実施して行く必要があります。

また、市報やホームページ、関連団体への周知依頼などによりPCB使用機器の保有状況を把握し、処分期間内の適正処分を推進していきます。